

○中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第15号

改正

平成19年3月30日教育委員会規則第3号

平成29年4月24日教育委員会規則第5号

令和元年5月27日教育委員会規則第4号

令和4年2月28日教育委員会規則第2号

中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例(平成17年中野市条例第177号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属施設の使用)

**第2条** 中野市立小学校及び中学校の教育施設(以下「学校施設」という。)を使用する場合、当該学校施設に附属する施設(以下「附属施設」という。)も使用できるものとする。この場合において、附属施設の使用料は徴収しないものとする。

(申請)

**第3条** 学校施設を使用しようとするものは、中野市立学校施設使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、中野市立小学校及び中学校の体育施設を学校開放事業として使用しようとするときは、中野市立学校体育施設使用申込書(様式第2号)を、当該学校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。

(使用承認)

**第4条** 管理者は、前条第1項の許可をしたときは、中野市立学校施設使用許可書(様式第3号)を、前条第2項の規定により許可をしたときは、中野市立学校体育施設使用承認書(様式第4号)を交付するものとする。

2 使用者は、前項の規定により許可書の交付を受けるときは、所定の使用料を納付しなければならない。

3 使用の優先順位は、申込みの先着順によるものとする。

(使用の資格)

**第5条** 条例第2条の規定により使用できる者は、市内に住所を有する者でなければならない。た

だし、特に教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に定める使用にあつては、市内に住所を有し、勤務し、又は在学する者で組織し、かつ、満18歳以上の者の責任者及び管理指導員として従事することのできる者を有する団体で、教育委員会が学校体育施設開放事業利用団体として承認したものとす

(使用期間)

**第6条** 使用期間は、原則として1日1回とする。ただし、特別の事由のあるときは、管理者の認定により2回又は2日以上にわたり使用することができる。

- 2 1日の使用時間は、午前9時から午後10時までの間で、学校教育活動に支障のない範囲とし、使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(使用者の義務)

**第7条** 使用者は、学校施設の使用に際しては、管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された以外の場所に立ち入ってはならない。
- (2) 学校施設に仮設工作物を設け、又は内部に管理者の許可を得ずに工作をしてはならない。
- (3) 使用が完了したときは、管理者の検査を受けること。

(報告)

**第8条** 管理者は、中野市立学校施設使用状況報告書(様式第5号)により貸与の状況を毎月末までに中野市教育委員会に報告しなければならない。ただし、学校開放事業としての使用を除く。

(減免)

**第9条** 条例第3条第3項の規定により、使用料の減免を受けられるものは、次表左欄に掲げるものとし、当該減免率は同表右欄に掲げるとおりとする。

使用区分	減免率
市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が地域振興の目的で使用するとき。	100/100
市内に所在する公共的団体等又は非営利活動団体(当該団体の構成員の全てが市内に住所を有し、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者である場合に限る。)が、障がい福祉目的で使用するとき。	

市内に所在する公共的団体等又は非営利活動団体（当該団体の構成員の全てが市内に住所を有する70歳以上の者である場合に限る。）が、高齢者福祉目的で使用するとき。	
市内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が保育又は教育の目的で使用するとき。	
市内に所在する公共的団体又は非営利活動団体（当該団体の構成員の全てが中学生以下である場合に限る。）が、青少年の健全育成、学習、文化・スポーツ振興の目的で使用するとき。	
教育委員会が認定する社会教育関係団体が、生涯学習、文化芸術、スポーツ等の社会教育活動で使用するとき。	

（減免申請）

**第10条** 前条に規定する場合であって、使用料の減免を受けようとするものは、中野市立学校施設使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中野市立小学校及び中学校の教育施設使用料条例施行規則（昭和34年中野市教育委員会規則第4号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

**附 則**（平成19年3月30日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年4月24日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成29年5月11日から施行する。

**附 則**（令和元年5月27日教育委員会規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料の減免

から適用し、同日前の申請に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例施行規則の規定に基づき提出されている申請書は、この規則による改正後の中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例施行規則の規定に基づき提出された申請書とみなす。

**附 則**（令和4年2月28日教育委員会規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（以下 省略）